規　　約

（名　称）
第１条　本会は、京都府高速道路網整備促進協議会と称する。

（目　的）
第２条　本会は、府域の均衡ある発展や府民の安心･安全の確保を図るため、京都縦貫自動車道及び新名神高速道路をはじめとする京都府域の高速道路網が早期に全線完成するよう促進活動を展開することを目的とする。

（組　織）
第３条　本会は、次の者をもって組織する。
（１）知事及び前条の目的に賛同する京都府域の全市町村の長及び議会議長
（２）その他、前条の目的に賛同する団体

（事　業）
第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）事業促進のための関係機関への要望及び提言
（２）事業促進に関する調査研究及び広報
（３）その他、目的達成に必要な事項

（役　員）
第５条　本会に次の役員を置く。
（１）会　長　　１名
（２）副会長　　６名程度
（３）監　事　　２名
２　本会の会長は知事とし、副会長及び監事は、総会において選出する。
３　役員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。
４　役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。
５　会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
６　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
７　監事は、会計を監査する。
８　副会長又は監事が、任期満了前に退任する場合は、その者の所属団体の後任の長が、第２項の規定にかかわらず副会長又は監事に就任することができる。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧　問）
第６条　本会に顧問を置くことができる。
２　顧問は、会長が委嘱する。
３　顧問は、本会の重要事項に関して会長の諮問に応ずる。

（幹　事）
第７条　本会に幹事を置く。
２　幹事は、会員の所属団体の職員の中から会員が指名する。
３　幹事は事務局長を加えて幹事会を組織する。

（事務局）
第８条　本会の事務を処理するため事務局を京都府に置く。
　２　事務局は、事務局長１名、事務局次長１名及び職員若干名を置く。

（会　議）
第９条　本会の会議は、総会及び幹事会とする。
　２　総会は、年１回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを開くことができる。
　３　総会は、前年度の決算、当年度の事業計画及び予算･分担金、規約の制定、改廃、役員の承認を審議する。
　　なお、総会を開催することができない場合は、会長の了承を得て総会に代わり幹事会が決議することができる。
　４　総会の議長は、会長又はあらかじめ会長が指名した者が行う。
　５　会員の委任を受けた者は、総会に代理出席することができる。
　６　幹事会は、必要に応じて事務局長が招集する。
　７　幹事会は、本会の運営、事業計画等の原案の作成及び会務の運営に関し必要な連絡調整を行う。
　８　幹事会の議長は、事務局長又はあらかじめ事務局長が指名した者が行う。
　９　幹事の委任を受けた者は、幹事会に代理出席することができる。
　１０　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。

（会　計）
第１０条　本会の経費は、分担金及び寄付金等をもってあてる。
　２　総会の議決を得て臨時に分担金を徴収することができる。
　３　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（その他）
第１１条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則
　１　この規約は、平成１７年７月１２日から施行する。
　２　本会の設立当初の会計年度は、第１０条第３項の規定にかかわらず、設立の日から平成１８年３月３１日までとする。
附　則
　１　この規約は、平成１９年７月３０日から施行する。
附　則
　１　この規約は、平成２４年８月１日から施行する。
附　則
　１　この規約は、平成２９年６月１５日から施行する。
附　則
　１　この規約は、令和３年８月４日から施行する。